

新設組織

産業技術分科会

「基本問題小委員会」(平成16年2月設立)

小委員長：木村 孟(大学評価・学位授与機構長)

設立趣旨

少子高齢化、環境・エネルギー制約の増大等、我が国経済を取り巻く環境が大きく変化する中で、持続的な経済成長の実現、豊かな国民生活の実現を図る上で、技術に求められる役割は今後ますます重要になると予想される。加えて、アジア諸国の技術的追上げによる国際競争の熾烈化は、産業技術の高度化・複雑化等と相俟って、民間企業における技術開発や技術経営に新たな対応を迫る契機となっている。また、本年4月の国立大学の法人化は、我が国の研究開発を巡る環境を大きく変化させる契機ともなりうるものである。このような環境変化に対応し、国民の豊かさを中長期的に確保するためにも、新たな産業技術政策の展開について検討することが必要である。

なお、第三期科学技術基本計画(平成18年度からの5カ年計画)の検討も予定されており、我が国経済と産業の持続的な発展のための科学技術政策の在り方を踏まえた検討も必要である。

以上の状況を踏まえ、新たな環境変化に対応した中長期的な産業技術政策の在り方について、第三期科学技術基本計画の策定を視野に入れつつ、集中的に検討するために、産業技術分科会の下に基本問題小委員会を設置した。

検討事項

経済環境の変化、産業技術の動向を踏まえ、短期的に経済の活性化を図るとともに、中長期的に持続的な経済成長を実現するための、政府資源の投入の在り方

産業技術及び技術革新システムの動向を踏まえ、これらの変化に対応し、研究開発の効率性・事業化の迅速性を担保するための技術革新システムの一層の改革に向けた取組み

審議スケジュール

- | | | |
|-----|------------|-------------------------------------|
| 第1回 | 平成16年3月 2日 | 小委員会での検討課題等 |
| 第2回 | 平成16年3月30日 | 研究開発政策 |
| 第3回 | 平成16年4月13日 | 民間技術振興政策 |
| 第4回 | 平成16年5月10日 | 技術革新システムにおける産学官連携等 |
| 第5回 | 平成16年5月28日 | 国際的視点に立った成果普及・管理と人材育成、中間取りまとめの視点(案) |
| 第6回 | 平成16年6月14日 | 中間取りまとめ(案) |
| 第7回 | 平成16年6月18日 | 中間取りまとめ |

「革新的温暖化対策技術フォローアップWG」(平成16年1月設立)

座長：西尾茂文(東京大学生産技術研究所長)

設立趣旨

- (1) 2001年4月、産業構造審議会産業技術分科会研究開発小委員会(以下、「研究開発小委」)において、革新的温暖化対策技術による温室効果ガス削減量の見通し等について検討を行うことを目的に、研究開発小委に下部組織として学識経験者等からなる革新的温暖化対策技術ワーキング・グループ(以下、「WG」)を設置し、検討を行った。
- (2) 2001年9月の同WG中間報告については、2002年3月に決定された我が国の地球温暖化対策推進大綱(以下、「大綱」)に反映されているところであるが、大綱においては、2002年から第1約束期間終了の2012年までのうち、2002～2004年までを「第1ステップ」、2005～2007年までを「第2ステップ」、第1約束期間(2008～2012年まで)を「第3ステップ」と3区分している。そして、第1ステップから講じていく対策・施策によって第1約束期間における京都議定書の6%削減約束を確実に達成することを定量的に明らかにするとともに、第2ステップ及び第3ステップの前に対策・施策の進捗状況・排出状況等を評価し、必要な追加的対策・施策を講じていくステップ・バイ・ステップのアプローチを採用している。
- (3) そこで、2004年度において、大綱の評価・見直しが行われる予定であることから、革新的温暖化対策技術の進捗状況フォローアップ等のために、研究開発小委のもとに革新的温暖化対策技術フォローアップ・ワーキング・グループ(以下、「フォローアップWG」)を設置した。

検討事項

WG中間報告でリストアップされた革新的温暖化対策技術の進捗状況等のフォローアップ

大綱に示された温室効果ガス削減量目標値に対する貢献見込みの検討

2030年までを見据えた長期的な技術課題の整理

審議スケジュール

第1回	平成16年	2月	6日	フォローアップWG設置等の審議
第2回	平成16年	3月	29日	進捗状況フォローアップ等の審議
第3回	平成16年	4月	23日	同上
第4回	平成16年	5月	19日	フォローアップWG中間報告の審議

「光関係（レザ加工・計測）研究開発プロジェクト追跡評価WG（平成16年7月設立）

座長 菊池純一：（青山学院女子短期大学教授）

設立趣旨

追跡評価結果については、今後実施される研究開発プロジェクトの戦略性を持った企画・立案や予算、運営方法、フォローアップ体制等の改善に反映させることが必要である。

そのためには、明確なインパクトが期待できる技術分野を選定し、経済産業省が実施した当該技術に関連した研究開発プロジェクトが技術・産業・社会へ与えたインパクトについて、現在の視点から総合的に評価することが必要である。

このため、明確なインパクトが期待できる技術分野として、今日、急速に進歩、発展し、世界的にも技術レベルの高い光技術分野を選定し、経済産業省が実施してきた光関係研究開発プロジェクトの追跡評価を行うため、以下のWGを設置し、検討を行う。

検討事項

対象プロジェクト（「超先端加工システム」（大型工業技術研究開発制度））の追跡評価を実施する。

審議スケジュール

- | | | | |
|-----|-------|-----------|--------------------|
| 第1回 | 平成16年 | 9月8日（予定） | 追跡評価の進め方、追跡調査結果の報告 |
| 第2回 | 平成16年 | 11月上旬（予定） | 追跡評価報告書（案）の審議 |

航空機宇宙産業分科会

「小型旅客機開発事業推進専門委員会」(平成16年3月設立)

座長：久保田弘敏(東海大学総合科学技術研究所教授)

設立趣旨

航空機産業は、産業の裾野が広く、技術波及効果の高い典型的な高付加価値産業であり、将来の我が国経済を担うべき産業の一つとして発展が期待されている。これまで我が国航空機産業は国際共同開発等を通じた取組みにおいて大きな成果を挙げてきたところであるが、今後より一層の発展を図るためには、機体全体を開発する技術的能力を獲得し、世界の市場を視野に入れた事業化に取り組むことが不可欠である。

このため、経済産業省では平成15年度より「環境適応型高性能小型航空機開発」を進めている。本プロジェクトは、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の支援を得て我が国民間事業者が開発事業を実施するものであり、これが実現すればYS-11以来約40年ぶりの国産旅客機開発に発展する可能性のある実証研究である。

開発に当たっては、実機開発を通じてこれまで進めてきた様々な要素技術開発の成果を最大限活用し、最新の空力設計や軽量化技術を通じて燃費向上や運航コスト削減を図るとともに、環境適合性を高めるなど、将来の事業化に必要な先進技術を確立する。

本実証研究が円滑に事業化に発展するためには、技術的な課題を克服するだけでなく、研究開発段階から事業化に当たっての諸課題についても十分検討し、政府・民間が果たすべき役割について整理することが必要である。

このため、産業構造審議会航空機委員会の下に、小型旅客機開発事業推進専門委員会を設置し、小型旅客機開発事業を推進するための課題、民間事業者のプロジェクトへの取組み状況、世論喚起の方策等について検討することとする。

検討事項

小型旅客機開発事業推進に当たっての留意点

官需・防需を含めた国内の市場動向

海外の市場動向

空港等のインフラ整備など政府が取り組むべき課題の整理、検討方法

審議スケジュール

第1回 平成16年 3月17日

環境適応型高性能小型航空機研究開発の進捗状況と見通しについて

第2回 平成16年 4月19日

環境適応型高性能小型航空機機体サイズの考え方について
国内マーケットの見通し、ユーザーニーズ等について

第3回 平成16年 5月26日

小型機を取り巻く支援等について

海外マーケットの見通し、ビジネスモデル等について

第4回 平成16年 7月 8日

中間報告(案)について

「宇宙産業化ワーキンググループ」(平成15年9月設立)

座長：久保田弘敏(東海大学総合科学技術研究所教授)

設立趣旨

我が国の宇宙開発は、ペンシルロケットの実験から数えて約50年に及ぶ研究開発努力の成果により、ロケット、人工衛星の両分野において欧米の技術レベルにキャッチアップしつつある。一方、欧米の宇宙開発は、従来の政府主体の開発から民間主体の宇宙を利用したビジネスの展開へと移行しつつある。こうした潮流に乗り、我が国においても中小型ロケットを官民の協力により開発するGXロケットプロジェクト、次世代型衛星を官民の協力により推進する準天頂衛星プロジェクトなどが開始されるなど、従来の官需依存の宇宙機器開発から脱皮し、自立的宇宙ビジネスを目指した新しい動きが始まっている。

このため、我が国の宇宙利用の拡大による国民生活の利便の向上、経済活性化等に向けた中長期的な宇宙ビジネスのあり方を展望するべく、産業構造審議会宇宙産業委員会の下に、宇宙産業に知見を有する有識者からなるワーキンググループを設置するものである。

検討事項

宇宙産業の現状と課題

- ・ ロケット産業の現状と課題
- ・ 衛星開発の現状と課題
- ・ 宇宙利用産業の現状と課題等

宇宙産業の将来展望

- ・ 宇宙開発利用による新産業創出への将来展望
- ・ 宇宙産業の市場規模及び将来予測等

審議スケジュール

第1回平成15年 9月 2日 宇宙産業の現状と課題について

第 2 回	平成 1 5 年	9 月 2 5 日	ロケット産業の現状について
第 3 回	平成 1 5 年	1 0 月 1 0 日	宇宙産業を巡る諸問題
第 4 回	平成 1 5 年	1 0 月 2 3 日	衛星開発の現状と課題
第 5 回	平成 1 5 年	1 1 月 7 日	宇宙利用産業の現状と課題 (1)
第 6 回	平成 1 5 年	1 1 月 1 7 日	諸外国の宇宙産業の動向
第 7 回	平成 1 5 年	1 2 月 1 0 日	宇宙開発利用による新産業創出への将来望
第 8 回	平成 1 6 年	1 月 8 日	宇宙利用産業の現状と課題 (2)
第 9 回	平成 1 6 年	1 月 2 2 日	宇宙産業の新局面
第 1 0 回	平成 1 6 年	2 月 2 7 日	宇宙産業の将来展望 (1)
第 1 1 回	平成 1 6 年	4 月 1 6 日	宇宙産業の将来展望 (2)
第 1 2 回	平成 1 6 年	6 月 8 日	中間報告 (案)

割賦販売分科会

「割賦取引小委員会」(平成15年11月設立)

小委員長：野村豊弘(学習院大学法科大学院教授)

設立趣旨

最近、不公正な消費者向けビジネスが蔓延する状況が見られることから、特定商取引に関する法律の制度整備について検討を行っているところであるが、同法で規制されている取引形態においては、販売信用が利用される場合も少なくないことから、特定商取引に関する法律の制度整備との関連で割賦販売法上の措置が必要か否かについて検討を行うことを目的として、割賦取引小委員会が設置された。

検討事項

消費者トラブルが多発している現状に対応し、これらリスクを予防・低減するための十分なルールの整備

発生した消費者トラブルの救済を容易化するための民事ルールの機能強化

審議スケジュール

- | | | |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 平成15年11月27日 | 「連鎖販売取引」における中途解約・退会時の返品ルール及び抗弁権について、「連鎖販売取引」及び「業務提供誘引販売取引」における契約の申込み又は承諾の意思表示の取消しについて |
| 第2回 | 平成15年12月12日 | 訪問販売等における不実告知・故意の事実不告知による勧誘に係る規制強化及び当該違反行為による意思表示の取消しについて |
| 第3回 | 平成15年12月22日 | クーリング・オフ妨害について、報告書素案について |
| 第4回 | 平成16年1月29日 | パブリックコメントの結果について、報告書案について |

消費経済部会

「特定商取引小委員会」(平成15年9月設立)

小委員長：野村豊弘(学習院大学法科大学院教授)

設立趣旨

高齢者や若年層に関するトラブル、販売目的を隠匿した連れ込み等の悪質商法によるトラブル、業務提供誘引販売取引や連鎖販売取引といった個人ビジネス勧誘型の取引に関する消費者トラブル、「効能」・「効果」を誇大に広告・説明して消費者の誤認等を引き起こすトラブル等が多発している現状を踏まえ、特定商取引法等の制度整備について専門的な検討を行うことを目的として、特定商取引小委員会が設置された。

検討事項

- 消費者トラブルが多発している現状に対応し、これらリスクを予防・低減するための十分なルールの整備
- 発生した消費者トラブルの救済を容易化するための民事ルールの機能強化
- 関係の事業者団体が定める自主基準の内容の法制度への取り込み
- 特定商取引法上の行政規制をより実効あらしめる執行手続等の制度整備

審議スケジュール

- | | | | |
|-----|-------|--------|---|
| 第1回 | 平成15年 | 9月24日 | 消費者トラブルの現状等について |
| 第2回 | 平成15年 | 10月30日 | 通信販売・訪問販売に係るトラブルの実態について |
| 第3回 | 平成15年 | 11月10日 | 連鎖販売取引の現状について |
| 第4回 | 平成15年 | 11月27日 | 「連鎖販売取引」における中途解約・退会時の返品ルール及び抗弁権について、「連鎖販売取引」及び「業務提供誘引販売取引」における契約の申込み又は承諾の意思表示の取消しについて |
| 第5回 | 平成15年 | 12月12日 | 訪問販売等における不実告知・故意の事実告知による勧誘に係る規制強化及び当該違反行為による意思表示の取消しについて、 |
| 第6回 | 平成15年 | 12月22日 | クーリング・オフ妨害について、報告書案について |
| 第7回 | 平成16年 | 1月29日 | パブリックコメントの結果について、報告書案について |

環境部会

「自動車バッテリーリサイクル検討会（平成16年7月設立）」

座長：未定

設立趣旨

自動車用バッテリーのリサイクルについては、平成6年3月、市町村における処理が困難であることから厚生省及び通商産業省（当時）の要請がなされ、これに基づき、平成6年10月から電池工業会が中心となって国内製造事業者が自主的に再生鉛を購入することで、回収・リサイクルする仕組みを構築し対応してきたところ。

しかしながら、近年においては、輸入製品の増大、自動車バッテリー価格の下落などから、現状の対応を維持することが困難となりつつあるため、自動車用バッテリーのリサイクルシステムの再構築が必要となっている。

検討事項

上記の状況に鑑み、自動車用バッテリーのリサイクルシステムを再構築するに当たっての検討事項は以下のとおり。

輸入製品も含めたりサイクルシステムのあり方

資源有効利用促進法の指定再資源化製品への指定の可能性

検討体制

電気・電子機器リサイクルワーキンググループのサブワーキンググループとして「自動車用バッテリーリサイクル検討会」を新設する。

（環境省との合同での検討を予定）

審議スケジュール

来年1月からの自動車リサイクル法の施行を見据え、今秋を目途に結論を得る。

「産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会地域循環ビジネス専門委員会」
(平成15年10月設立)

委員長：細田 衛士(慶応義塾大学経済学部長)

設立趣旨

近年、廃棄物リサイクル問題への対応をはじめ、地域における環境に配慮したまちづくりを地域の活性化や地域産業の振興に役立てようとする地方自治体の取組が進展し、「環境先進自治体」、「環境首都」を目指す動きが活発化してきている。平成15年5月にとりまとめられた産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会の中間報告、「環境立国宣言」においても、地域における環境ビジネス創出のための企業と市民との連携や地方自治体による地域政策のグリーン化が提言されている。

これに対し、国においては、各地域の特性に応じて、都道府県又は政令指定都市が作成したエコタウンプランを承認し、当該プランに基づいて実施されるリサイクル施設整備事業等の一部を補助するといういわゆるエコタウン事業や、地域における事業者、NPO、市民等が連携した環境に配慮したまちづくりに資するコミュニティ・ビジネスの発掘・支援事業を実施してきているところであるが、これら地方自治体による多様な環境産業政策やまちづくりに対する支援策における課題も指摘されており、現行の支援策と地方自治体のニーズとの間で乖離も生じてきている。

かかる背景から、国の地域循環ビジネス支援策のあり方に関し、幅広い審議を行うことが必要であるため新たに「地域循環ビジネス専門委員会」が設置された。

検討事項

- 我が国廃棄物・リサイクル政策上の循環ビジネスの必要性
- 地方自治体や産業界における循環ビジネスの現状
- 地域における多様な循環ビジネスの状況
- 国の循環ビジネス支援政策の評価
- 今後の国による循環ビジネス支援政策のあり方

審議スケジュール

- 第1回 平成15年10月23日
我が国における廃棄物・リサイクル等の現状及び検討の視点 等
- 第2回 平成15年11月18日 エコタウン事業の現状及び課題 等
- 第3回 平成15年12月19日 中間報告(案)の検討 等
- 第4回 平成16年 1月28日 中間報告(案)について 等

「将来枠組み検討専門委員会」(平成16年1月設立)

委員長：石谷 久(慶應義塾大学政策・メディア研究科教授)

設立趣旨

産業構造審議会環境部会地球環境小委員会では、平成15年7月、「気候変動に関する将来の持続可能な枠組の構築に向けた視点と行動」に関して、中間とりまとめを行った。これは、2013年以降の枠組みについて、米国や途上国を含めた実効性のあるものとすべく、今後の検討の視点を提示し、議論の活発化に資する事を目的としている。

国際的には、京都議定書が発効した場合には、2005年末までに2013年以降のコミットメントについて検討が開始されることとなっている。将来の枠組みについては、各国政府、研究機関とも積極的に検討を進めており、かつ、海外の関係者の関心も高い。京都議定書の発効には未だ不透明な面があるものの、京都議定書の発効如何によらず、将来の枠組みに向けた国内外の議論を進めるべく、産業構造審議会環境部会地球環境小委員会の下に「将来枠組み検討専門委員会」が設置された。

検討事項

気候変動問題を巡る最近の国際動向

- ・ロシアの京都議定書批准を巡る動向、米国における連邦政府・議会・各州の政策動向、EU主要国における長期的な削減コミットなどの国際動向について

京都議定書の現状

- ・先進国、経済移行国のこれまでの排出実績と京都議定書の削減目標との関係

革新的な技術開発が中長期的に果たす役割

中長期的な視点から講じ得る新たな政策

セクター別の国際連携の今後の進め方

コミットメントの基本的考え方

遵守スキームのあり方

審議スケジュール

第1回	2004. 1.8	第4回	2004. 4. 19	第7回	未定
第2回	2004. 2.24	第5回	2004. 4. 30		
第3回	2004. 3.30	第6回	2004. 6. 8		

「国際資源循環ワーキング・グループ」(平成16年6月設立)

座長:細田衛士(慶応大学経済学部長)

設立趣旨

国境をまたがる廃棄物問題に関しては、過去、先進国から発展途上国への有害廃棄物輸出問題の顕在化により、これに対応するための国際的な枠組みがつくられるなど、各国での国内処理を原則とする厳格な対応が行われてきた。

一方で、海外で処理困難な廃棄物から、我が国の素材産業の既存設備等を活用して、有用資源の回収が可能であること、再生素材等については、国内のみならず海外においても循環資源として活用すべきとの要請が高まってきたこと、

企業の社会的責任の観点から、日系企業の海外進出拠点において国内と同様の廃棄物の適正処理・リサイクルを実践しようとする動きが進みつつあること、といった状況の変化が生じている。

このような問題を検討するため、環境部会廃棄物・リサイクル小委員会の下に、国際資源循環ワーキング・グループが設置された。

検討事項

アジア各国からの我が国という適正な資源循環

アジア各国の制度・インフラの整備状況からみて適正処理・リサイクルを十分にできない廃棄物等を積極的に引受けることも重要。

我が国からアジア各国という適正な資源循環

アジア各国内での適正処理・リサイクルが可能となるよう基盤を整備することが重要。

また、循環資源については、通常の原料と同様にアジア域内での貿易円滑化を図ることが重要。

アジア現地進出日系企業における適正な廃棄物処理・リサイクルの促進

アジア諸国に進出した日系企業が、国内と同水準の廃棄物処理・リサイクルを実践することを支援することが重要。

審議会スケジュール

第1回 平成16年6月18日

第2回 平成16年7月13日

第3回 平成16年7月29日

第4回 平成16年8月24日

化学・バイオ部会

「個人遺伝情報保護小委員会」(平成16年6月設立)

小委員長：位田 隆一(京都大学大学院法学研究科教授)

設立趣旨

個人の遺伝情報を利用した研究開発が活発化していることを受け、その保護に関して、平成13年3月、文部科学省、厚生労働省及び当省が共同で「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(三省指針)を定めている。

その後、昨年5月に個人情報保護法が成立し、平成17年4月1日に全面施行されることとなっている。同法によれば、事業所管大臣は、個人情報取扱事業者が同法の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認められる場合等については、勧告や措置命令を行うこととされているため、同法の的確な運用を図るためには、どのような場合に勧告等を行うのかという具体的な判断基準(ガイドライン)を明らかにすることが急務となっている。

また、同法制定時の参議院の附帯決議においては、医療情報等について、より厳格な保護のための法制の必要性について、同法の全面施行時まで、一定の具体的な結論を得ることとされている。

さらに、国際的にも昨年10月に、ユネスコがヒト遺伝情報に関する新宣言を採択したほか、OECDにおいても、個人遺伝情報に係るデータベースのあり方について、今後さらなる議論を継続していくこととされた。

以上のような状況を踏まえ、今般、産業構造審議会 化学・バイオ部会の下に、「個人遺伝情報保護小委員会」を設置して、個人遺伝情報の保護のあり方について検討を行うこととする。

検討事項

- 個人遺伝情報の定義
- 個人遺伝情報に関する同意取得
- 個人遺伝情報の第三者提供
- 個人遺伝情報の管理

等

審議スケジュール

第1回 平成16年6月25日 個人遺伝情報の保護を巡る国内外の動きについて他

「開放系利用技術指針作成ワーキンググループ」(平成16年3月設立)
ワーキンググループ長：藤田 正憲(大阪大学大学院工学研究科教授)

設立趣旨

1. 微生物等を利用したバイオレメディエーション等の開放系利用については、近年の土壌汚染等に対する環境浄化技術として、そのニーズは高まっており、今後ともその利用拡大が期待されるとともに、その安全性確保対策が求められている。
2. 非組換え微生物等を利用したバイオレメディエーションに関しては、経済産業省と環境省に並立して存在する安全性に係る指針につき、一元化を含めた適切な制度の検討を行う必要が指摘されている。
3. 以上のことから、上記2を踏まえた非組換え微生物等の開放系使用の指針を作成するため、ヒト及び主要な動植物などに対する影響等についての知見のある有識者からなるワーキンググループを化学・バイオ部会組換えDNA技術小委員会の下に設置することとした。

検討事項

非組換え微生物等の開放系使用等に関する指針の在り方。

審議スケジュール

- 第1回 平成16年4月26日
- 第2回 平成16年6月11日
- 第3回 平成16年7月30日
- 第4回 平成16年10月頃(予定)

知的財産政策部会

「意匠制度小委員会」(平成16年7月設立)

小委員長：大淵 哲也(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

設立趣旨

企業活動において製品の付加価値の源泉となる独創性の高いデザインの創造が重要となっていることを踏まえ、デザインを保護する制度の中核をなす意匠法の在り方を見直し、特に制度改革が必要な事項について審議を行う。

検討事項

独創性の高いデザインの評価に応じた適切な保護、早期保護を可能とする意匠制度の在り方について、審査・審判制度の位置づけの観点から検討する。

と関連させながら、「意匠の定義」、「登録要件」、「存続期間」、「権利範囲」、「権利の内容」等について検討する。

実用新案制度及び不正競争防止法との関係の整理について検討する。

審議スケジュール

- | | | |
|-----|-------|-------|
| 第1回 | 平成16年 | 8月頃 |
| 第2回 | 平成16年 | 9月上旬 |
| 第3回 | 平成16年 | 9月下旬 |
| 第4回 | 平成16年 | 10月上旬 |
| 第5回 | 平成16年 | 10月下旬 |
| 第6回 | 平成16年 | 11月中旬 |
| 第7回 | 平成16年 | 12月上旬 |

「経営・情報開示小委員会」(平成15年10月設立)

小委員長：長岡貞男（一橋大学イノベーション研究センター教授）

設立趣旨

我が国産業の国際競争力低下への懸念の高まりに伴い、企業における知的財産の戦略的な取得・管理・活用が求められている。これを踏まえ、昨年7月には、知的財産基本法に基づき内閣の下に設置された知的財産戦略本部により「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が取りまとめられた。

この「推進計画」では、知的財産の戦略的活用の支援を目的として、(1)企業の知的財産に関する情報開示の指針の策定、(2)知的財産戦略指標の策定が決定されている。

このため、産業構造審議会知的財産政策部会の下に、新たに「経営・情報開示小委員会」を設置し、上記の課題等について必要な検討を行う。

検討事項

企業の知的財産に関する情報開示の指針の策定

本年3月に取りまとめた「特許・技術情報の開示パイロットモデルの参加企業における試行結果と、仮想モデル企業の知的財産報告書に対する機関投資家等市場関係者の評価のフィードバックを踏まえ、情報開示のための指針を検討する。

知的財産戦略指標の策定

次の3つの知的財産戦略指標、すなわち、マクロの観点から国家間比較ができるような指標、ミクロの観点から公開データに基づいた知財経営戦略指標、企業内における知財経営戦略指標に係るガイドライン策定について検討する。

審議スケジュール

- 第1回 平成15年10月24日
- 第2回 平成15年12月18日
- 第3回 平成16年 1月27日
- 第4回 平成16年 3月31日
- 第5回 平成16年 5月28日

「流通・流動化小委員会」(平成15年10月設立)

小委員長：鎌田 薫（早稲田大学法学部教授）

設立趣旨

我が国産業の国際競争力低下への懸念の高まりに伴い、企業における知的財産の戦略的な取得・管理・活用が求められている。これを踏まえ、昨年7月には、知的財産基本法に基づき内閣の下に設置された知的財産戦略本部により「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が取りまとめられた。

この「推進計画」では、企業や大学等における知的財産の戦略的な活用の支援及び活用環境の整備を目的として、(1)知的財産による資金調達制度の拡充、(2)知的財産の価値評価手法の整理検討、(3)知的財産信託に係る環境整備、(4)倒産時等の知的財産のライセンス保護が決定されている。

このため、産業構造審議会知的財産政策部会の下に、新たに「流通・流動化小委員会」を設置し、上記の課題等について必要な検討を行う。

検討事項

流通・流動化促進のための制度的支援策

知的財産の流通・流動化を促進するため、補助金、財投等、制度的支援策の効果的活用方法と今後の課題を検討する。

知的財産の価値評価

知的財産が有する価値に関する評価方法について、各種民間団体調査機関が設ける手法を参考に、知的財産の特性に応じた検討・整理を行う。

また、これまでの特許等譲渡時の価値評価事例を整理・公開し、特許等の流通に際しての相場確立に資する。

知的財産信託に係る環境整備

金融庁では、極力早期に信託業法を抜本改正して、一般事業会社の信託業参入を可能とし、信託会社において知的財産の受託を可能とする等の準備を進めている。これを踏まえ、当省としては、信託業法改正後、知的財産の健全かつ円滑な流通・流動化が実現するよう、所要の環境整備を検討する。

また、平成17年度以降に予定されている法務省の信託法改正に向けて、知的財産信託をさらに促進する観点から、今後の課題を整理する。

倒産時のライセンス契約の保護

法務省は第三者対抗要件を備えたライセンス契約について、ライセンサーが倒産した場合に契約が保護されるよう、破産法の改正を検討中である。これを踏まえ、産業財産権に係るライセンス契約を中心に、より簡便な対抗要件の構

築、対抗要件を備えていない契約のあり方等について検討を行う。

その他知的財産の流通・流動化促進に係る事項

審議スケジュール

- 第1回 平成15年10月16日
- 第2回 平成15年12月10日
- 第3回 平成16年 1月29日
- 第4回 平成16年 3月24日
- 第5回 平成16年 6月16日

「特許制度小委員会 特許戦略計画関連問題ワーキンググループ（平成15年9月設立）」

座長：長岡貞男（一橋大学イノベーション研究センター教授）

設立趣旨

「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」、「特許戦略計画」及び「[平成15年 特許法等の一部を改正する法律案]に対する附帯決議」等で検討すべきとされている課題を中心に、迅速かつ的確な特許審査の実現に向けた更なる制度の見直し等について検討するため、産業構造審議会知的財産部会特許制度小委員会の下に「特許戦略計画関連問題ワーキンググループ」が設置された。

検討事項

「迅速かつ的確な特許審査」の意義について

- 先行技術調査の充実、戦略的な特許管理への転換、審査請求の適正化に資する特許庁からの情報の提供等による出願・審査請求の適正化
- 制度利用者間の公平性と審査の合理性の観点からの補正制度の見直し、適切な時期における権利取得を図るための分割出願制度の見直し
- 情報システムの積極的活用と利便性の向上
- 特許審査の迅速化に向けて期待される弁理士の具体的役割
- 特許発明の円滑な使用に係る諸問題について（試験又は研究の例外及び裁定実施権）

審議スケジュール

- 第1回 平成15年 9月 2日
- 第2回 平成15年 9月22日
- 第3回 平成15年10月21日

第4回 平成15年11月18日
第5回 平成15年12月12日
第6回 平成16年 1月20日
第7回 平成16年 3月 3日
第8回 平成16年 6月15日
第9回 平成16年 7月21日

中間取りまとめ

産業金融部会

「金融システム化に関する検討小委員会」(平成15年10月設立)

小委員長：前田 庸(学習院大学法学部名誉教授)

設立趣旨

企業部門が資金余剰主体となっている中で、部門内での資金過不足を解消する観点から、企業間信用による資金供給の活性化が産業金融機能を強化するために必要。その具体的な手段として、不動産担保に代わる重要な与信ツールである債権や企業の財務諸表について電子化を進めることが重要。即ち、債権等の電子化を通じた「金融のシステム化」によって、新たな担保手段の活用など信用リスクへの多様な対応が可能となるとともに、証券化・流動化の促進など、多様な資金の流れを実現することも可能となる。

しかしながら、電子化された債権等の法的性格や電子的な取扱いを巡る課題などが未整理であることから、現状、債権等の標準化・電子化やその利活用は限定的な状態にある。

したがって、中小企業や金融機関が安心して債権等の電子化に取り組むことができるよう、電子債権の法的性格の明確化や、電子的取扱いを巡る論点などについて検討する場として、産業構造審議会産業金融部会の下に「金融システム化に関する検討小委員会」を設置した。

検討事項

電子債権を巡る状況

- ・ 中小企業の保有する売掛債権の現状等
- ・ 売掛金を電子的に取り扱う民間サービスの状況
- ・ 他国の状況

現行法下における電子債権への取組

- ・ 現行実務に関する法的論点

将来的な電子債権に関する展望について

- ・ 電子債権法(仮称)の法制化の意義等

電子債権を裏付けとするファイナンスの可能性

審議スケジュール

第1回	平成15年10月22日	電子債権の在り方について
第2回	平成15年11月19日	
第3回	平成15年12月15日	
第4回	平成16年1月21日	
第5回	平成16年2月18日	
第6回	平成16年3月19日	報告(素案)について
第7回	平成16年4月14日	報告書(案)について

「産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会」(平成15年11月設立)

小委員長：馬場 義久(早稲田大学政治経済学部教授)

設立趣旨

産業金融機能強化の観点から、リスクマネー供給促進のため、最近の税制改正で進められている「貯蓄から投資へ」の流れを抜本的に強化する必要がある。このため、金融所得課税について、他の手段による資金運用の場合と比べて、リスクの高い金融商品への投資の場合が不利とならないような税制体系に向けて、金融商品の範囲、税率、集団投資スキーム等の検討を行うため、「産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会」を設置した。

検討事項

金融所得課税一元化の各論

- ・対象
- ・税率
- ・損益通算と損失の繰越
- ・その他論点(配当二重課税、租税回避行動)

集団投資スキーム(ビークル金融について)

リスクマネー供給に関する優遇措置

納税実務

審議スケジュール

第1回	平成15年11月	4日	論点の提示、証券税制の改正経緯など
第2回	平成15年12月	12日	一元化対象とする金融所得の範囲について
第3回	平成16年	1月9日	
第4回	平成16年	2月2日	
第5回	平成16年	3月5日	
第6回	平成16年	3月26日	報告の基本的方向について
第7回	平成16年	4月23日	報告書(案)及び 報告書の概要(案)について

総合資源エネルギー調査会エネルギー環境合同会議

(平成16年1月21日設立)

議長：奥田 碩 (社)日本経済団体連合会 会長

設立趣旨

(1)エネルギー・環境問題を巡る内外情勢には、以下のような構造的な変化が生じている状況にある。今日、かかる内外の構造的な変化を踏まえた、長期の視点に立った包括的なエネルギー・環境政策の確立が求められている。

《内外環境の構造変化》

- 中東情勢の変化、中国等の著しい経済成長、米・欧・ロシアの動向など
- 国内における産業構造や人口構造の変化
- 燃料電池に代表されるような新たな技術の出現
- 国内の供給信頼性への関心の高まり（今夏の関東圏電力需給・NY停等）
- 地球温暖化問題を巡る国際的な動向及び国内の対応状況 等

(2)エネルギーについては、2001年に総合資源エネルギー調査会において、2010年まで見通したエネルギー需給見通しと施策のあり方を示したところ。しかしながら、上記のような状況変化を織り込んだ上で将来像と道筋を提示していくためには、2030年まで程度の、より長期的な視点で検討することが必要。

(3)また、エネルギー問題・環境問題は相互に密接に関連することから、来年度、実施される地球温暖化大綱の見直し等においても、エネルギーの長期的視点に立った需要見通しとも連動した形での一体的な議論が求められている。さらに、エネルギー・環境政策は、中長期的な経済・産業構造や人口構成等の社会構造、国際政治情勢等とも深い関係を有する。

(4)このため、エネルギーや環境についての専門的な見地からの検討に加えて、広く国際政治情勢を俯瞰し、また、我が国経済社会の中長期的な動向等見据えた検討が不可欠であることから、エネルギーと環境に関する幅広い審議を行うために、産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会エネルギー環境合同会議を設置する。

検討事項

中東情勢の変化、エネルギー需要大国としての中国及び供給大国としてのロシアの台頭などの国際政治・経済情勢を視野に入れた我が国のエネルギー・環境政策の在り方

地球温暖化問題を巡る各国の動向、燃料電池などエネルギー・環境分野での新技術の開発・導入に向けた各国のエネルギー・環境戦略などを踏まえた政策の在り方

少子高齢化や経済の成熟化等が我が国経済社会に与える影響とそのエネルギー・環境政策上の意義

経済の活性化という観点からのエネルギー・環境政策の在り方、エネルギー・環境分野における技術革新や新規産業の創出の方向性 等

審議スケジュール

- 第1回 平成16年1月21日：エネルギー環境政策に係る長期戦略のあり方
- 第2回 平成16年3月 1日：国際情勢とエネルギー政策
- 第3回 平成16年4月 7日：2030年を見越した我が国の社会像とエネルギー需給
- 第4回 平成16年5月24日：地球環境問題
中間とりまとめに向けた論点整理
- 第5回 平成16年6月16日：関係部会での検討状況報告
中間とりまとめ（案）の審議